

鳥取県告示第720号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成18年10月6日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
鳥取いなば農業共同組合 代表理事組合長 中島 建	鳥取市湖山町東五丁目261	J A鳥取いなば福祉センター	鳥取市湖山町東五丁目261	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防福祉用具貸与	平成18年8月1日